

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	50	府 省 庁 名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	被災代替家屋等に係る不動産取得税の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 被災代替家屋に係る不動産取得税の特例措置 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等のうち、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下「被災代替家屋」という。）を取得する者は、不動産取得税の特例措置を受けることができる。</p> <p>② 被災代替家屋の敷地の用に供する土地に係る不動産取得税の特例措置 被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）に代わるものと道府県知事が認める土地を取得する者は、不動産取得税の特例措置を受けることができる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>① 被災代替家屋に係る不動産取得税の特例措置 現在、被災家屋の所有者等が、令和3年3月31日までの間に、被災代替家屋を取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないとする特例措置を受けることができるが、今後も被災者による代替家屋の取得が継続すると見込まれることから、本特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで5年間延長する。</p> <p>② 被災代替家屋の敷地の用に供する土地に係る不動産取得税の特例措置 現在、令和3年3月31日までの間に、従前の土地に代わるものと道府県知事が認める土地を取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないとする特例措置を受けることができるが、今後も被災者による代替家屋の敷地の用に供する土地の取得が継続すると見込まれることから、本特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで5年間延長する。</p>		
関係条文	地方税法附則第51条第1項、第2項		
減収 見込額	[初年度] ー ( ▲272 )	[平年度] ー ( ▲125 )	(単位：百万円)
		ページ	50—1

要望理由

(1) 政策目的

東日本大震災により、広範囲にわたる建物の倒壊等の甚大な被害が発生し、発災直後には、最大で約 47 万人の避難者が生じ、その後、災害公営住宅や高台移転の整備等により、恒久住宅への移転が進捗しているが、再建宅地の造成が復興・創生期間の終盤に完成する地区等があることやいまだ数多くの避難者がいることなどから、被災地方公共団体の要望や過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、被災者への住宅再建を引き続き支援する必要がある。

(2) 施策の必要性

① 阪神・淡路大震災との比較衡量

東日本大震災及び阪神・淡路大震災の被害状況は以下のとおり。

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
全壊家屋数	104,906棟	121,995棟
半壊家屋数	144,274棟	282,939棟
合計	249,180棟	404,934棟

また、阪神・淡路大震災において、措置された災害復旧税制は以下のとおり。

- ・被災代替建物に係る登録免許税の非課税措置：10年間
- ・被災代替建物の敷地に供する土地に係る登録免許税の非課税措置：7年間
- ・被災代替家屋に係る不動産取得税の特例措置：15年間
- ・被災代替家屋に係る固定資産税等の特例措置：15年間
- ・被災住宅用地に係る固定資産税等の特例措置：15年間

② 自治体からの要望

ア. 福島県知事要望（令和2年6月）

加えて、復興特区税制や被災代替資産等に係る税制特例等の復興関連税制のうち令和2年度末で終了するものについては、地元の意見を踏まえ、復興・創生期間後も適切に適用期限を延長すること。

イ. 宮城県知事要望（令和2年9月）

今後も、被災者の住宅再建等を支援することや事業者をきめ細かく支援することなどが依然として必要であることから、被災代替家屋及びその敷地並びに被災代替資産に係る特例措置等の復興関連税制のうち令和2年度末で終了するもの並びに被災住宅用地の特例措置について、適切に適用期限を延長すること。

ウ. 岩手県（令和2年9月）

今後も、被災事業者の事業再開や被災者の住宅再建等に対するきめ細かい支援が依然として必要であることから、被災代替資産、被災代替家屋及びその敷地に係る特例措置等の復興関連税制のうち令和2年度末で終了するもの並びに被災住宅用地の特例措置について、適切に適用期限を延長すること。

このような状況下において、岩手県、宮城県及び福島県に対して実施したアンケート調査結果（R2.4）によると、被災代替家屋等に係る不動産取得税の特例措置の適用実績は減少傾向にあるものの、現状においても一定数の適用がある（※1及び2）。

（※1）被災代替家屋に係る不動産取得税の特例措置（R2年4月に被災3県に実施した調査）

H29：1,650件、H30：1,761件、R元：1,087件

（※2）被災代替家屋の敷地の用に供する土地に係る不動産取得税の特例措置（R2年4月に被災3県に実施した調査）

H29：522件、H30：337件、R元：175件

このように、被災者の住宅再建を支援していくことは依然として必要であり、上述のような状況等を勘案し、復興まちづくりを促進する観点から、本特例措置を令和8年3月31日まで5年間の延長を要望する。

本要望に対応する縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■東日本大震災復興加速化のための与党第8次提言（令和元年8月5日総理手交）（抄）</p> <p>II. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」</p> <p>3 産業・なりわいの再生</p> <p>○津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。また、2020年度末で期限を迎えるその他の復興関連税制についても、他の災害関連税制の実例等も踏まえ、延長、廃止等の検討を開始すること。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）（抄）</p> <p>II. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>（2）法制度</p> <p>① 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。</li> <li>また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。</li> </ul> <p>■令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>2. 復興期間</p> <p>復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。</p> <p>■国土交通省政策評価体系</p> <p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p>
	政策の達成目標	被災地において住宅再建をする被災者の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
政策目標の達成状況	<p>全国の避難者数（約4.3万人）のうち、応急仮設住宅等及び親族・知人宅等への都道府県別避難者数（令和2年7月9日現在）</p> <p>○岩手県：1,145人</p> <p>○宮城県：1,291人</p> <p>○福島県：7,555人</p>	
ページ	50—3	

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○被災代替家屋に係る不動産取得税の特例措置</p> <p>令和3年度 754件 令和4年度 457件 令和5年度 322件 令和6年度 250件 令和7年度 203件</p> <p>○被災代替家屋の敷地の用に供する土地に係る不動産取得税の特例措置</p> <p>令和3年度 90件 令和4年度 69件 令和5年度 56件 令和6年度 48件 令和7年度 41件</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、被災地における被災代替家屋等の取得を促進し、家屋を再建する被災者の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>被災代替建物等に係る登録免許税の非課税措置</p> <p>被災代替建物等に係る印紙税の非課税措置</p> <p>被災代替家屋等に係る固定資産税等の特例措置</p> <p>被災住宅用地に係る固定資産税等の特例措置</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、被災代替家屋等を取得した場合に限定し、被災者の本格的な住宅再建や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。
ページ		50—4

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>「道府県税の課税標準に関する調」（総務省調べ）から減収額を算出</p> <p>○被災代替家屋に係る不動産取得税の特例措置</p> <p>平成 26 年度 1,700 百万円  平成 27 年度 885 百万円  平成 28 年度 1,106 百万円  平成 29 年度 629 百万円  平成 30 年度 682 百万円</p> <p>○被災代替家屋の敷地の用に供する土地に係る不動産取得税の特例措置</p> <p>平成 26 年度 62 百万円  平成 27 年度 57 百万円  平成 28 年度 58 百万円  平成 29 年度 31 百万円  平成 30 年度 21 百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 創設</p>